



第7回弁論準備手続調書（和解）

事件の表示 令和7年（ワ）第27669号
期 日 令和8年6月22日午前10時30分
場 所 等 東京地方裁判所民事第43部準備手続室
(ウェブ会議の方法による)
受命裁判官 藤原拓未
裁判所書記官 小原晴彦
出頭した当事者等 原告ら代理人 加藤丈晴 (同代理人事務所)
被告代理人 荒木昭彦 (同代理人事務所)
(通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために
適切なものであることを確認した。)

指 定 期 日

当 事 者 の 陳 述 等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、訴状及び訴状訂正の申立て記載のとおりであるから
これらを引用する。

第3 和解条項

別紙和解条項記載のとおり

裁判所書記官 小原晴彦



(別紙)

当 事 者 目 録

東京都新宿区歌舞伎町二丁目4番3号

原 告 公益社団法人日本駆け込み寺

同代表者代表理事 清水 葵

東京都新宿区歌舞伎町二丁目4番3号

原 告 玄 秀 盛

原告ら訴訟代理人弁護士 加藤 丈晴

東京都杉並区善福寺1-26-21善福寺26番館201

被 告 田 中 芳 秀

同訴訟代理人弁護士 荒木 昭彦

以 上

(別紙)

和解条項

- 1 原告ら及び被告は、被告が違法薬物の所持・使用に関して、別紙「不祥事に関するお詫び」と題する文書を原告らに差し入れて謝罪したことを相互に確認する。
- 2 被告は、原告らに対し、本件解決金として、70万円の支払義務があることを認める。
- 3 被告は、原告らに対し、前項の金員を、令和8年7月31日限り、みずほ銀行 麴町支店の弁護士加藤丈晴預り口名義の普通預金口座（口座番号1266783）に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。
- 4 原告らは、その余の請求をいずれも放棄する。
- 5 原告ら及び被告は、原告公益社団法人日本駆け込み寺と被告との間、及び、原告玄秀盛と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上

不祥事に関するお詫び

公益社団法人 日本駆け込み寺
創設者 玄秀盛 殿
代表理事 清水葵 殿
事務所関係者の皆様

この度、私こと田中芳秀が、私的な事案により逮捕され、公益社団法人日本駆け込み寺創設者 玄秀盛殿、同代表理事 清水葵殿、スタッフ、ボランティアの皆様にご迷惑とご心労をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。


今回の逮捕にいたった事案は、当法人の業務および運営とは一切無関係であることをここに明言いたします。すべては、私個人に起因し、私生活における不徳のいたすところでございます。

しかしながら、私の身勝手な行動により、当法人の正常な運営を著しく停滞させました。さまざまな助成金の打ち切り、各行政との連携、何よりも大切である相談者様との相談継続を断絶させてしまうというあってはならない事態を招きました。当法人の長年の信用、信頼を失墜させ、皆様の業務に多大な負担を強いる結果となりましたことを、心より反省し重ねてお詫び申し上げます。

本件に関わる刑事裁判の審理と本件民事裁判の係属において、直接の連絡は差し控えさせていただきます。

書面にて大変恐縮ではございますが、深くお詫び申し上げます。

2026年5月29日

田中芳秀 

これは正本である。

令和8年6月22日

東京地方裁判所民事第43部

裁判所書記官 小原晴彦

